

平成 21 年 6 月 1 日

企業会計基準委員会 御中

全国銀行協会

「会計上の変更及び過去の誤謬に関する会計基準（案）」および「会計上の変更及び過去の誤謬に関する会計基準の適用指針（案）」に対する意見について

今般、公開草案に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

「会計上の見積りの変更」および「誤謬」の判断規準について、以下の点を明確にしていきたい。

### 1. 貸倒見積高の算定について

「過去の見積りの方法がその見積りの時点で合理的なものであり、それ以降の見積りの変更も合理的な方法によるのであれば、そのような変更は過去の誤謬の訂正には該当しない。」（「会計上の変更及び過去の誤謬に関する会計基準の適用指針（案）」第 12 項）ことを踏まえると、重大な事実の見落としを除き、新たに入手した情報を踏まえて貸倒見積高の算定を変更することは、基本的に「見積りの変更」として取り扱うことを確認したい。

（理由）

公開草案において、「会計上の見積りの変更」とは、「新たに入手可能となった情報に基づいて、過去に財務諸表を作成する際に行った会計上の見積りを変更すること」と定義される一方、「誤謬」は、「事実の見落としや誤解から生じる会計上の見積りの誤り」等と定義されている。

「情報」に関しては、新たに入手可能となったのか、従来から存在していたが入手不可能であった、もしくは入手していなかった、見過ごされていたか等のいずれかについて、明確に区分することが難しいことが考えられ、「会計上の見積りの変更」と「誤謬」の判断規準においては、重なる部分があると考えられる。

例えば、貸倒見積高の算定に当っては、債権の区分および状況を把握する必

要があるが、その根拠となる情報の追加等があった場合、情報の内容・入手経緯によっては、「会計上の見積りの変更」と「誤謬」の明確な区分が困難な場合が想定される。

## 2. 後発事象の取扱いとの関係について

「会計上の見積りの変更」を生じさせる「新たに入手可能となった情報」が、期末直後に発生した場合には、後発事象の取扱いとの明確な区分が困難な場合が想定されるが、この区分についてはどのように考えればよいか確認したい。

以 上